

鏡石町公布第75号

鏡石町職員安全衛生委員会要綱をここに公布する。

令和8年10月1日

鏡 石 町 長    木 賊 正 男

1. 令和8年 鏡石町要綱第47号

## 鏡石町職員安全衛生委員会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鏡石町職員安全衛生管理規則（平成元年12月22日規則第22号）第7条の規定による鏡石町職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (調査審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の安全教育又は衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (3) 職員の健康の保持増進を図るための必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (4) 健康診断の結果に対する対策の樹立に関すること。
- (5) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (6) その他安全に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全管理者
- (3) 衛生管理者
- (4) 健康管理医又は産業医

2 委員会に委員長を置き第1項第1号の委員をもって充てる。

### (委員長)

第4条 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第5条 委員会は、年1回以上委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

### (定足数)

第6条 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を委員会に出席させ、意見等を聴取し、又は資料の提出をさせることができる。

(結果報告等)

第8条 委員長は、会議終了後速やかに町長にその結果を報告し、又は意見を具申しなければならない。

(記録)

第9条 委員会が調査審議した事項は、記録し保存しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。